

# 農業委員会 総会（7月） 議事録

日 時	令和4年7月29日（金）	9：00-10：30	
場 所	住 民 セ ン タ ー 1 階 会 議 室		
出 席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	2	内藤 政之
	農業委員	3	大沼 剛
	農業委員	4	山下 竹夫
	農業委員	6	天野 律子
	農業委員	9	北村 一男
	農業委員	10	小久保 利佳
	農業委員	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	農地利用最適化推進委員		宮原 淳
	事務局		新井 智美
欠 席	農業委員	1	公文 宏司
	農業委員	5	奥山 敏仁
	農業委員	7	綾 真吾
	農業委員	8	植松 由美子
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太
	事務局		富田 浩章
傍 聴 人	1 名		

- 1 会 議 事 件
  - (1) 議案第5号 農用地利用集積計画の作成について
  - (2) 議案第6号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
  - (3) 議案第7号 新島村農業委員の辞任について
  
- 2 協 議 事 項
  - (1) 農業推進支援事業について
  - (2) 研修制度について
  - (3) 農業委員の補充について
  - (4) 農地中間管理事業について
  - (5) その他
    - ① R4年度 農地利用状況調査の状況確認について
    - ② 農業委員会だより9月号について
    - ③ 議事録署名人について
    - ④ 8月の総会について

## 1 会議事件

### (1) 議案第5号 農利用集積計画の作成について

字 四十七人（調査員：吉見委員、宮原委員）

貸出人は今後農地を耕作する予定もなく、管理も行き届かないことから、賃貸借を行いたいとの申し出があった。農地中間管理事業を利用することから、農業経営基盤促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の諮問に対する意見を決定するものである。全会一致で問題なし。承認。

### (2) 議案第6号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

字 四十七人（調査員：吉見委員、宮原委員）

貸出人は所有者の意向を受け、村内の借受希望者から借受人を選定し、使用貸借を行いたい。農用地利用配分計画（案）の諮問に対する意見を決定するものである。全会一致で問題なし。承認。

### (3) 議案第7号 新島村農業委員の辞任について

6/30付で村長より新島村農業委員の辞任について諮問が寄せられている。農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により委員の辞任については市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる規定となっている。

本諮問の内容については、心身ともに体調が崩れており、それに伴い離農することから農業委員会業務を遂行することができないためということと辞表が出されている。全会一致で問題なし。同意。

## 2 協議事項

### (1) 農業推進支援事業について

事務局： 新島村農業推進支援事業の紹介。内容の説明に加え、目的を説明。  
農業を営む方全員が対象ではなく、認定に向けた認証農家の育成、地域に貢献している、もしくはして下さった認定、認証農家への支援である。

吉見委員： 事業費に下限はあるか。

事務局： 特に下限を定めてはいないが、金額、購入品によって、新島村の農業活性化を目的とした事業と言えるかを審議する。

内藤委員： 電気の引込は可能か。

事務局： 可能。

石野会長： 新島村は担い手が非常に少なく、来年には5名ほどとなる。何とか育成したい。

吉見委員： 外の島では、どのように売っているのか。

大沼委員： 量がないと市場へは売ることができない。村内消費がまず先だと考える。

### (2) 研修制度について

事務局： 大島、神津島、三宅島の研修システムの状況を紹介。聞いていたメリットデメリットも伝え、農業委員の立場から、今後新島村でも研修システムを立ち上げる場

合に必要な意見を吸い上げたい旨を伝える。

小久保委員： 何においても住宅問題が立ちはだかる。現在は、低所得者を守ることに、人口の減少が問題。

石野会長： 補助金等の縛りがあるのは仕方ないが、これについては、村全体で考えるべき。研修に関しても農地の保有に関しても、担い手だけでは限界のため、ふれあい農園にも協力してもらうことが必要。

吉見委員： 観光農園等で農地の保有ができるのでは？

事務局： 可能です。市民農園法など、農園の形態によって法律は異なるので、それに則り開設することは可能。農園はすでに縛りがあるので、できることには制限があるが、内地のように、個人の農家でも開設し、貸農園を営むことは可能。

### (3) 農業委員の補充について

事務局： 欠員に伴い委員の補充をすることを説明。  
公募期間は7/29～8/26。

### (4) 農地中間管理事業について

事務局： 農地貸借におけるトラブルを2件、紹介。(原状回復の意味、何をもって現状とするか、特約事項や覚書、農地にある上物についての所有権について等)  
農業委員会として審議の際に気を付けること、農業委員会の責務、農地貸借の計画を審議する中で、注意することを改めて説明。

小久保委員： 相続が進んでいないことも問題。

石野会長： 相続は義務ではなかったが、今後は法定化され過料が科せられることとなった。

事務局： 相続権利者同士の相続争いは多々ある。相続権利者の過半もしくは相続権利者が捜索不可能となった場合、期限付きで農地を貸し出すことができるが、その手続きも煩雑であるうえに実際売買などはできなくなってしまうので、相続は重要。既にそういう案件も出てきている。

吉見委員： 納税している人間としては、相続が住んでいるように勘違いしてしまうのでは。

大沼委員： 納税管理者は勝手に決められる？

事務局： 相続権利を持つ方に、納税をどうするか確認し、了承を得た方に納税管理者となる書面に記名押印をもらっている。  
今後基盤強化法による農地貸借がなくなるので、現在ある基盤強化法の計画を農地中間管理事業へと移行するため、皆さん審議を注意深くお願いしたい。

(5) その他

- ① R4年度 農地利用状況調査の状況確認について  
ㄆ切と色分けの確認。8月総会にて回収。
- ② 農業委員会だよりについて  
9月担当委員は天野委員、奥山委員、公文委員、内藤委員（8月12日（金）ㄆ切）
- ③ 議事録署名人について  
出席者の中から議席順で指名（内藤委員、小久保委員）
- ④ 8月の総会について  
8月26日（木）

— 閉会 —